苫小牧市勢要覧作成委託業務 提案書作成要領

1 本要領の目的

「苫小牧市勢要覧作成委託業務」(以下「本業務」という。)の公募型企画提案(プロポーザル)に提出する「提案書」を作成するための必要な事項を定める。

2 企画提案書の定義

下記一式をもって、提案書1部とする。

- ・提案書(第9号様式)
- ・業務内容に関する提案書
- 人員体制に関する提案書
- ・表紙、裏表紙と「産業」・「子ども・子育て」・「苫小牧市の概要」をテーマに 作成した提案書(A3見開きを4枚、計8ページ・使用紙質は、成果品とし て納入するものと同じもので提出)
- ・積算明細書(見積書)※ デザインや印刷および翻訳料などを分ける

3 提案書の内容

(1) 業務実績に関する提案書

事業者における業務実績(自治体広報および企業社内報作成業務受託実績など)、および業務実績に基づく本事業への効果について記載する。

(2) 人員体制に関する提案書

事業者における、市勢要覧作成の組織体制などについて記載する。特に、制作(企画・編集・デザインなど)部門の体制については詳細に明記する。

(3) 表紙、裏表紙と「産業」・「子ども・子育て」・「苫小牧市の概要」をテーマに作成した提案書

別紙「評価基準」を参照し、表紙、裏表紙及び「産業」と「子ども・子育て」・ 「苫小牧市の概要」をテーマにしたページを作成する。写真等の素材は市で提供するが、各自用意した素材を自由に使用してもよい。

(4) 翻訳

英訳、中国語、ベトナム語訳も必要最小限にイメージがわかる範囲で記載

4 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書の作成費用は参加者の負担とする。
- (2) 1 部のみ提案書 (第9号様式) に押印すること。(これを「正本」という。)。
- (3)提案書(第9号様式)に押印しない企画書を9部作成すること。(これを「副本」という。)また、提出された企画提案書は返却しない。

- (4)提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。
- (5) 再委託を予定している場合は、別途本市の承認を要するため、その旨を 正確に記載すること。
- (6) 提案内容を評価しやすいよう、具体的にわかりやすく記述すること。
- (7) 提案書の提出後に行う、プレゼンテーションの内容は、企画書の内容と 齟齬がないよう注意すること。
- (8) 事業者から提出される企画書のデザイン・データなどの著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用したデザイン・データなどの著作権は、市に帰属する。
- (9) 質問は期間内にて受け付ける。その際、説明不足等があった場合は他社にも連絡することとする。
- (10)契約条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行う場合がある。
- (11) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。